

入札公告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。
記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 近赤外域高感度分光システム 一式
(リバースオークション対象案件)
- (2) 規格及び数量 詳細は仕様書のとおり
- (3) 納入期限 平成31年1月31日
- (4) 納入場所 国立大学法人筑波大学
3D・G棟116室紫外線第一実験室

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類は、リバースオークションシステム上にて配布するので、本件の入札に参加を希望する場合は、下記URLよりダウンロードすること。なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、システムの登録手続きを事前に済ませた者に限られるので、下記ホームページを確認の上、登録手続きを行うこと。

仕様書等関係書類交付場所

リバースオークションシステム：<http://bb.deecorp.jp/>

新規会員登録：<https://with.deecorp.jp/dee/supentry/Index.do>

本件本学担当者：国立大学法人筑波大学財務部契約課（契約グループ）
埜田（電話番号 029-853-4569）

3 同等品以上のものに参加する場合の取扱い

同等品以上のものに参加を希望する場合は、仕様書に従い同等品以上であることを証明できる書類等を「リバースオークション入札の注意事項」により提出する必要がある。本学が同等品以上と認めた場合のみ参加することができる。

4 入札の日時及び方法等

本件の入札はリバースオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は「リバースオークション入札の注意事項」を参照のこと。

リバースオークションシステム：<http://bb.deecorp.jp/>

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成30年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 落札者の決定方法

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。

以上公告する。

平成30年11月9日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 石野 利和

仕様書

1. 調達物品名 近赤外域高感度分光システム 1式
2. 規格および数量 詳細別紙のとおり
3. 納入期限 平成31年1月31日
4. 納入場所 国立大学法人筑波大学3D・G棟116室紫外線第一実験室
5. 支払い 検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
6. その他
 - (1) 搬入、設置、調整等1式を含むものとする。
 - (2) この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則によるものとする。
 - (3) その他詳細については、本学教員の指示によるものとする。

別紙

1. 調達物品の規格および数量等

近赤外域高感度分光システム 一式
株式会社ルシール製（内訳書のとおり）

上記例示品または同等品以上

2. 同等品以上のものに参加する場合

同等品以上のものに参加を希望する者は、予め同等品以上であることを証明できる書類を平成30年11月19日(月)10時00分までに提出し、本学が同等品以上と認めた場合のみ参加することができる。

3. 導入目的

本研究では、サブサイクル分光・制御の多様な材料への応用を目的としているが、その効果を調べるには、試料にテラヘルツ波を照射した際、赤外・ラマン分光をしながら光学および力学的特性の観察と解析が重要になる。今回導入する近赤外域 高感度分光システムにより、例えば、生体活性のまま細胞内外の光学分光が可能になり、色素添加では得られない自然な状態での信頼性のあるデータが得られることになる。また、生細胞の光学分光だけでなく大気・超高真空における原子レベルの光学分光および時間分解プローブ顕微鏡にも対応でき、対象試料である遷移金属カルコゲナイドの解析など、広範囲の応用が可能であり、研究推進のため導入するものである。

4. 性能、機能に関する要件

(1) 高感度近赤外検出器

- ① 素子数は 1024×1 以上であること。
- ② 素子サイズは、横 25 μm、縦 500 μm 以下であること。
- ③ 波長感度範囲は、0.8～1.7μm を有すること。
- ④ 暗電流は、2.3 ke⁻/p/sec 以下であること。
- ⑤ 読出しノイズは、400e⁻以下であること。
- ⑥ 冷却方式は、液体窒素冷却で-100℃以下になること。
- ⑦ 量子効率 は 85%以上を有すること。
- ⑧ スペクトルレートは 6,600spectra/sec 以上であること。
- ⑨ 冷却温度の安定性は、+/-0.05℃以内であること。
- ⑩ ダイナミックレンジは、16 ビット以上であること。
- ⑪ A/D 変換レートは、500KHz と 2MHz の設定が可能であること。

⑫ 既存のオリンパス製 IX71 顕微鏡に接続して使用できること。

(2) 分光測定用ソフトウェア

- ① 高感度分光計測機器メーカーである米国 Princeton Instruments 社・英国 Andor Technology 社・(株)ルシールが製造する CCD 検出器、分光器のそれぞれ全ての組み合わせで機器の制御が可能であること。
- ② 上記全ての組み合わせで、波長校正が可能であること。
- ③ 上記全ての組み合わせで、感度補正が可能であること。
- ④ 既存のパソコンにインストールするため、Windows10 64bitOSでの使用が可能なこと。

内 訳 書

品 名	規 格	製造会社	数量
近赤外域高感度分光システム		(株)ルシール	1式
(構成内訳)			
(1) 高感度近赤外検出器	RE-PI-PyLon1024-1.7 (1024×1 pixels, 25 μ m(W) ×500 μ m(H) Spectral range 0.8-1.7 μ m)		1台
(2) 分光測定用ソフトウェア	Renospec Windows10 64bit		1個

※上記例示品または同等品以上

リバースオークション入札の注意事項

1. リバースオークション入札の手順

本競争は、リバースオークションシステムを利用した、電子入札方式で実施する。参加にあたっては、システムの登録手続きが必要となるため、下記ホームページを確認の上、登録手続きを行いシステム上にて入札すること。

1.1 利用システム

ディーコープ株式会社：<http://bb.deecorp.jp/>

新規会員登録：<https://with.deecorp.jp/dee/supentry/Index.do>

※なお、システムの登録手続きは、必要な書類をディーコープ株式会社で受理後、数日を要するので注意すること。

1.2 リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、上記利用システムの ID 等の登録を事前に済ませた者に限られる。更にシステム上において案件毎に競争参加の意思表示を行う必要がある。

1.3 リバースオークション参加手順

本競争に参加を希望する者は、システム上において 2 回、競争参加の意思表示を行う必要がある。手順については下記の通りとなるので、熟読の上、競争に参加すること。

1.3.1 【1回目】

1 回目の案件公開は、競争参加を希望する者が参加意思を表明するために行う。1 回目の案件には、入札件名の前に【募集】と表示するので、本競争に参加を希望する者は、後記 9. に示す、

① 競争参加資格の確認のための書類

② 納入できることを証明する書類

(①と②を合わせて以下「競争参加者の確認書類」という。)を、後記 9. に記載の期日までにシステム上において提出することで、競争参加の意思を表示しなければならない。

ただし、例示品以外の物品で入札に参加を希望する場合には、

① 競争参加資格の確認のための書類

をシステム上で提出することに加えて、

② 納入できることを証明する書類

③ 提案物品が例示品と同等品以上であることを証明する書類

を、後記 9. に記載の期日までに必要部数を紙媒体にて提出すること。

本学が参加を認めた場合のみ、本競争に参加することができる。その場合、システム上にて「商談開始」の通知を行うので、本競争に参加を希望する者は、「商談開始」通知を受理した場合のみ、2 回目の意思表示を行うことができる。

※注意事項

・システム上で、上記の書類を提出するためには、システム上の「見積回答フォーム」より、添付ファイルとして提出しなければならない。この際、システム上、金額を入力しなければならないが、1 回目の案件公開は、金額の提示ではなく、参加の意思表示を行うためのものであるため、**「0円」**にて金額を入力すること。なお、1 回目の金額入力後、順位が 1 位となった場合であっても交渉権者とはならないので留意すること。

・「商談開始」の通知は、本学での審査が完了してから行う。なお、審査には数日から 1 週間程度要する場合も有る。

1.3.2 【2回目】

2回目の案件公開は、1回目の書類提出後、合格となった者のみを対象に行う。2回目の案件には、入札件名の前に【競争】と表示するので、合格となった者は、システム上にて金額を入力することで入札を行うものとする。

※注意事項

- ・2回目の案件公開では、システム上にて入力された金額を入札価格とするので、システム上での見積書の添付は不要とする。

2. 入札受付日時 本学が入札への参加を認めた競争加入者のみに通知
3. 入札締切日時 平成30年11月30日 10時00分
4. 落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札すること。
なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を、契約の交渉権者とする。
5. いったん入力された入札金額は、変更、取消しをすることができない。
6. 落札決定の日から7日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。
7. 契約の相手方は、この契約に関して、次のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1（単価契約の場合は契約期間全体の支払総金額と、予定数量に契約単価金額を乗じて算出した金額を比較し、より大きい方の金額の10分の1）に相当する額を違約金として本学が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 契約の相手方が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が契約の相手方又は契約の相手方が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、契約の相手方が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として契約の相手方がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
 - (2) 公正取引委員会が、契約の相手方に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 契約の相手方（契約の相手方が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
8. 契約の相手方は、この契約に関して、次のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1（単価契約の場合は契約期間全体の支払い総金額と、予定数量に契約単価金額を乗じて算出した金額を比較し、より大きい方の金額の10分の1）に相当する額のほか、契約金額の100分の5（単価契約の場合は契約期間全体の支払総金額と、予定数量に契約単価金額を乗じて算出した金額を比較し、より大きい方の金額の100分の5）に相当する額を違約金として本学が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 前記7.の(1)に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7

条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

- (2) 前記7.の(1)に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は前記7.の(3)に規定する刑に係る確定判決において、契約の相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 前記7.の(2)に規定する通知に係る事件において、契約の相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

9. 競争加入者等に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加者の確認書類を下記の期日までに提出すること。例示品以外の物品で入札に参加を希望する者は、提案物品が例示品と同等品以上であることを証明する書類を競争参加者の負担において作成し、競争参加者の確認書類と併せて提出すること。なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

①競争参加資格の確認のための書類 …システム上にて提出

- ・平成30年度の資格審査結果通知書
(全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格)の写し

②納入できることを証明する書類 …システム上にて提出(例示品以外の物品で入札に参加を希望する場合は紙媒体で提出)

- ・代理店証明書(販売代理店が参加する場合)・・・1部
- ・定価(価格)証明書・・・1部
- ・納入実績表・・・1部
- ・参考見積書・・・1部
- ・アフターサービス・メンテナンスの体制表・・・1部
- ・外国製品による場合は次の書類・・・各1部
 - (1)インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類(写)
 - (2)通関証明書(写)及び輸入決済に関する書類(写)(決済通貨証明書、関税率証明書)
 - (3)上記(1)の書類を提出できない場合は、輸入元(販売総代理店を含み、国内販売価格を設定している企業)からの、
 - ア。「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」
 - イ。直前決算に係る「損益計算書」(写)
 - ウ。「国内販売価格推移証明書」(過去数年に遡る価格と設定時期)

③例示品と同等品以上であることを証明する書類 …紙媒体にて提出

- ・仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値または具体的な表現で記載した技術仕様書・・・3部
- ・提案物品すべてのカタログ・・・3部

(注) 上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

■提出期限

平成30年11月19日(月) 10時00分

■提出場所

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

国立大学法人筑波大学財務部契約課 埜田

電話番号：029-853-4569

(様式例：例示品以外の物品で入札に参加を希望する場合)

技術審査申請書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

(申請者)
住 所
会 社 名
代表者名

㊞

下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

- 1 入札の件名
近赤外域高感度分光システム 一式
- 2 添付書類
 - ・仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値または具体的な表現で記載した技術仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
 - ・提案物品すべてのカタログ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
 - ・代理店証明書（販売代理店が参加する場合）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ・定価（価格）証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ・納入実績表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ・参考見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ・アフターサービス・メンテナンスの体制表・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ・外国製品による場合は次の書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1部
 - (1)インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）
 - (2)通関証明書（写）及び輸入決済に関する書類（写）（決済通貨証明書、関税率証明書）
 - (3)上記(1)の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を設定している企業）からの、
 - ア. 「インボイス等輸入会計書類の不提出理由書」
 - イ. 直前決済に係る「損益計算書」（写）
 - ウ. 「国内販売価格推移証明書」（過去数年に遡る価格と設定時期）

【提出資料に対する照会先】

会社名・所属：
担当者名：
連絡先：

物品供給契約書（案）

供給すべき物品の表示 近赤外域高感度分光システム 一式（詳細は別紙のとおり）

代 金 額 金 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、代金額に108分の8を乗じて得た額である。）

発注者 国立大学法人筑波大学契約担当役財務担当副学長 石野 利和（以下「甲」という。）
と 供給者 （以下「乙」という。）との間において上記物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で、次の条項により供給契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、甲に対し物品の供給をするものとする。

第2条 物品は、国立大学法人筑波大学3D・G棟116室紫外線第一実験室に納入するものとする。

第3条 物品の納入期限は、平成31年1月31日とする。

第4条 納品書（給付完了の通知）は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。

第5条 代金は1回に支払うものとし、検査終了後、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。

第6条 代金の請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。

第7条 この物品について、乙が引渡しを完了したのち、12月（または1年）以内に、甲がかしを発見したときは、ただちに物品または物品の部品を取り替えるものとし、この取り替えに要した費用はすべて乙の負担とする。

第8条 契約保証金は、免除する。ただし、乙の故意または重大な過失により物品の供給が著しく遅延するおそれがあるときは、甲は、契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は契約額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。

第9条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則によるものとする。

第10条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第11条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成30年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台1丁目1番地の1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 石野 利和

乙

別紙

品名	製造会社名	規格	数量	単価	金額
		小計			
		消費税及び 地方消費税			
		合計			